28 日獣発第 20 号
平成 28 年 4 月 14 日

地方獣医師会会長　各 位

公益社団法人　日 本 獣 医 師 会
会　長　　藏　内　勇　夫
（公印及び契印の押印は省略）

農林水産関係事業者が保有する個人情報の適切な管理の徹底についての関係団体等への周知について

このことについて、平成28年3月23日付け27消安第6027号をもって、農林水産省消費・安全局長から、別添のとおり通知がありました。

このたびの通知は、今般、農林水産関係事業者における不正アクセスによる大量の個人情報漏えい事案の発生等に鑑み、「農林水産分野における個人情報保護に関するガイドライン」（平成 27 年 7 月 1 日農林水産省告示第 1675 号）に記載された、情報システムからの漏えい等を防止するための技術的安全管理措置等、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）の遵守を徹底するための具体的な措置について、本会会員団体等に対して委託先及び再委託先の監督を含めた安全管理措置等に万全を期すよう周知徹底を図る旨依頼されたものです。

つきましては、貴会関係者に周知方よろしくお願いいたします。

なお、本ガイドラインは、下記のホームページからご確認ください。

記

「農林水産分野における個人情報保護に関するガイドライン」
(http://www.maff.go.jp/j/kanbo/joho/kozin_zyoho/pdf/27m01_guide.pdf)

本件内容の問合せ先
公益社団法人
日本獣医師会：事業担当　駒田
TEL　03－3475－1601

２７消安第６０２７号
平成２８年３月２３日

公益社団法人　日本獣医師会　会長　　殿

農林水産省消費・安全局長

農林水産関係事業者が保有する個人情報の適切な管理の徹底についての関係団体等への周知について

平素より消費安全行政にご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

昨年６月に、日本年金機構において、不正アクセスにより約125万件の個人情報が漏えいする事案が発生し、今般、農林水産関係事業者においても不正アクセスにより大量の個人情報が漏えいする事案が発生しました。

農林水産省では、農林水産関係事業者が講じる措置が適切かつ有効に実施されるための具体的な指針として、「農林水産分野における個人情報保護に関するガイドライン」（平成27年７月１日農林水産省告示第1675号。以下「ガイドライン」という。別添）を策定し、貴団体を通じ会員各社等に周知をお願いしてきました。

ガイドラインにおいては、個人情報の適正な取得や情報システムからの漏えい等を防止するための技術的安全管理措置等、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の遵守を徹底するための具体的な措置について記述してあります。

特に、今般の事案に係る対策は以下のとおり記述してありますので、貴団体におかれましては、会員各社等に対し、委託先及び再委託先の監督を含めた社内の安全管理措置等に万全を期することについて、改めて周知徹底を図っていただくようお願いします。

第６　個人データの管理に関する義務

３　安全管理措置（法第20条関係）

⑺　情報システムからの漏えい等を防止するための技術的安全管理措置

（例）

- 個人データへのアクセスにおける識別と認証
- 個人データへのアクセス制御
- 個人データへのアクセス権限の管理
- 個人データへのアクセスや操作の記録及び不正が疑われる異常な記録の存否の定期的な確認
- 情報システムへの外部からのアクセス状況の監視及び当該監視システムの動作の定期的な確認
- ソフトウェアに関する脆(ぜい)弱性対策（セキュリティパッチの適用、当該情報システム固有の脆弱性の発見及びその修正等）

公益社団法人日本獣医師会
受付
28.4.-4
第 7 号